

令和3年度 安堵町一般会計当初予算  
消費税引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。令和3年度安堵町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分) 74,401千円  
【歳出】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 428,049千円

(単位:千円)

			財 源 内 訳				うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
			特定財源			一般財源		
区 分	事 業	予 算 額	国県支出金	地方債	その他			
社会福祉費	老人福祉費	66,807	588		6	66,213	16	
	医療対策費	54,251	17,255			36,996	6,060	
	自立支援給付費	179,814	133,713			46,101	31,075	
	地域生活支援事業費	19,037	10,500			8,537	635	
	小 計	319,909	162,056		6	157,847	37,786	
	児童福祉費	児童福祉総務費	29,367	7,870		3,540	17,957	5,104
	児童福祉費	児童措置費	121,207	77,333			43,874	15,904
児童福祉費	こども園費	196,985	5,126		24,931	166,928	7,556	
児童福祉費	小 計	347,559	90,329	0	28,471	228,759	28,564	
保健衛生費	予防費	62,663	36,999			25,664	4,505	
	保健衛生費	31,512	1,706		1,881	27,925	3,546	
	小 計	94,175	38,705		1,881	53,589	8,051	
	合 計	761,643	291,090	0	30,358	440,195	74,401	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。